# 長崎市農業委員会 令和4年1月総会 議事録

1 日 時 令和4年1月27日(木) 14:00 開会

14:50 閉会

- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(12名)

井川 義英 石橋 一次 鳥越 悦子 田平 孝廣 永岡 亜也子 平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀山口 邦俊 山﨑 実男

※以下の委員については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請 せず(7名)

赤瀬 孝則 岩永 一也 岩本 隆 後山 裕義 上川 満治 山口 眞佐栄 山脇 貞雄

- 5 出席推進委員(0名) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず
- 6 出席職員 【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年1月農業委員会総会を開会いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、1 月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。コロナウイルス感染症の流行拡大により再びこのような形になってしましましたが、よろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 12 名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び、長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、今月の総会は、全国的に新型コロナウイルス感染症の流行が拡大しており、長崎県においては、まん延防止等重点措置が適用されておりますことから、1月21日の運営委員会で協議をいたしまして、総会出席者を会議の成立に必要な最小限の人数とする措置を取らせていただきましたことを、併せてご報告いたします。

**○議長** それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。田平孝廣委員と鳥越悦子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○田平委員・鳥越委員(承諾)

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取ついて」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、長崎市長より農業委員会に意見を求められているもので、今回除外と編入がそれぞれ1件ずつ、計2件の申請があっております。議案書の2ページをご覧ください。第1号議案1番についてご説明します。申請者は、長崎市長です。目的は、職権による農用地区域除外申請で、物件は、京都府福知山市に在住の○○さんが所有する田中町の宅地1筆690.97㎡のうち270㎡です。申請地の位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。中尾ダムの西側に位置しております。次が5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。次が、現地の写真です。現地の写真が2枚ございます。申請地は、長崎大水害で被災して以降、農地としての機能を果たせなくなり、農用地区域からの除外がなされないまま宅地として利用されてきた土

地であり、令和3年8月に非農地証明の交付を受け、宅地として地目変更を行っていることから、農用地区域からの除外は妥当であると判断されます。現地調査につきましては、令和3年8月11日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員にご確認いただいております。

続きまして、2番についてご説明します。議案書の3ページをご覧ください。2番は農用地区域への編入の申請になります。申請者は、浪の平町所在の〇〇です。物件は、長崎市が所有する高島町の宅地4筆及び雑種地2筆、合計6筆82,652.52㎡のうち26,170㎡です。申請地の位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。高島港ターミナルの西側に位置しております。次が1,500分の1の農用地区域の表示図です。申請地付近には農用地区域はなく、農振白地となっております。次が、事業計画平面図です。図の真ん中の①、②、③の部分に今回トマトハウスを新設する計画となっております。次が、現地の写真です。写真が3枚ほどございます。申請者は、長崎市の土地を借り受けて平成17年8月からトマト栽培用地として活用しており、平成26年度には規模拡大用地として、未利用である長崎市の市有地を追加で借り上げ施設整備を進め、生産施設の規模拡大を行うとともに、地元雇用の促進につなげています。今回、国庫事業である「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を活用して、トマトハウスを新設し、農業経営規模拡大を図る計画であることから、事業計画は妥当と判断でき、今後の農業振興を図るための農用地区域への編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、令和4年1月20日に田平孝廣農業委員にご確認いただいております。説明は以上でございます。

**○議長** ありがとうございました。ただ今、事務局から第 1 号議案についての説明がございましたが、この件について何かご意見、ご異議などはございませんか。

#### 一 意見等なし 一

**○議長** ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 1 号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

### ○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。ご第1号議案について異議なしとすることに決定いた します。続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務 局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、現川町の○○さんが所有する、平間町の農地1筆240㎡について、資材置き場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3

種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。〇〇さんは農業と建築業を兼業されており、物置とプレハブ小屋は農業用施設として届出が出されております。当該地は、高速道路ができたことにより日当たりが悪くなり、農地としての利用が困難なため、資材置場として利用したい意向であります。雨水排水につきましては、河川へ放流され、汚水・生活雑排水は、発生しません。次が、現地の写真です。立会につきましては、1月14日に後山裕義農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番について説明いたします。議案書は、引き続き4ページをご覧くださ い。本件は、上黒崎町の○○さんが所有する下黒崎町の農地 1 筆について、宅地として利 用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、昭和 50 年以前から既に 住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県 に確認をした結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはス クリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎小学校の西側に位置しております。 次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい 区域内にある農地で、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、お おむね 500m以内に教育施設及び医療施設がある、第3種農地に該当するものと判断され ます。次が、利用計画図でございます。駐車場部分は、昭和 50 年以前に倉庫を建築して おりましたが、令和3年に老朽化により解体され、現在は駐車場として使用しております。 建物につきましては、平成2年に事務所として建築し、現在も事務所として使用中してお ります。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、公共下水へ 放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、1月17日に鶴田安明推進 委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はない との意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から第 2 号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 一 意見等なし

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

### ○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案につきましては、許可意見を付して知事に 進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定に よる転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。 ○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、西海町の○○さんが所有する西海町の農地2筆について、東京都港区の○○が、建売住宅5棟分の住宅用地に使用する目的で、申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。赤で囲んだ農地と青で囲んだ雑種地を併用した計画となっております。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画図でございます。○○が、5区画の宅地を造成し、住宅を建築後、建売住宅として販売する計画となっております。雨水排水につきましては、河川及び道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が、現地の写真です。立会につきましては、1月19日に森山安男農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

**○議長** ありがとうございました。ただ今、事務局から第3号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

# 一 意見等なし 一

**○議長** ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 3 号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

# ○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案につきましては許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、新牧野町の○○さんが所有する、新牧野町の農地1筆434㎡について、下黒崎町の○○さんが5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、434㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は12月16日に鶴田安明推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き6ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地3筆2,377㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,377㎡について、10年間の賃貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,784㎡となり、利用につきまして普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、12月15日に森山安男農業委員、川添孝則推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、琴海形上町の○○さんが所有する琴海形上町の農地9筆7,855㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地9筆7,855㎡について、20年間の賃貸借により、豊洋台1丁目の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,855㎡となり、利用につきましては普通畑と柑橘類の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地調査は12月15日に山脇貞雄農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は、引き続き 7ページをご覧ください。本件は、北浦町の〇〇さんが所有する早坂町の農地 1 筆 1,163 ㎡について、長崎県農業振興公社が 20 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地 1 筆 1,163 ㎡について、20年間の賃貸借により、出雲1丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,275 ㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道長崎日の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は 1月5日に山口眞佐栄農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇○さんが所有する琴海戸根町の農地3筆2,077㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,077㎡について、20年間の使用貸借により、西山4丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,077㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南

西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は 12 月 15 日に森山安男農業委員立会いのもとに現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

**○議長** ありがとうございました。ただ今、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

# 一 意見等なし 一

**○議長** ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 4 号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

# ○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、平成30年8月に中間管理機構へ利用集積した琴海戸根原町の農地1筆及び長浦町の農地2筆、計5,286㎡について、使用貸借により琴海大平町の○○さんへ配分する計画でございます。使用貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の6年5カ月となっております。配分後の経営面積は、23,091㎡となり、今回配分された農地では水稲を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南西及び南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが琴海戸根原町○○番の写真、次が、長浦町○○番と○○番○の写真になります。現地調査は1月19日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番と3番は関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書は引き続き9ページをご覧ください。2番は、平成28年6月に中間管理機構へ利用集積した飯香浦町の農地2筆855㎡について、賃貸借により高城台2丁目の $\bigcirc$ 0さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の4年3カ月となっております。

続きまして議案書の 10 ページをご覧ください。3 番は、平成 28 年 10 月に中間管理機構へ利用集積した飯香浦町の農地 1 筆 135 ㎡について、賃貸借により高城台 2 丁目の〇〇 さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初 10 年が設定されており、今回の配分計画は残期間の 4 年 7 カ月となっております。配分後の経営面積は、990 ㎡となり、今

回配分された農地では普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は 1 月 17 日に峰忠幸農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

**○議長** ありがとうございました。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

# 一 意見等なし 一

**○議長** ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

# ○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

〇農地係長 それでは、第 6 号議案についてご説明いたします。議案書の 11 ページから 12 ページをご覧ください。12 ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 7 件、合計筆数が 15 筆、合計面積が 7,113 ㎡について、個別案件の非農地通知申出書が提出されております。

1番は、野母町の〇〇さんが所有する野母町の農地3筆で、面積は2,883 ㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市恐竜博物館の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、1月13日に山口邦俊農業委員にお願いしております。

続きまして2番は、木場町の〇〇さんが所有する木場町の農地1筆で、面積は185㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。現川森林公園の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、1月19日に浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、大手1丁目の〇〇さんが所有する多以良町の農地1筆で、面積は合計 1,173 ㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。多以良運動公園の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、1月17日に井川義英農業委員にお願いしております。

続きまして4番は、上黒崎町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地1筆で、面積は112

㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、1月17日に鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、畝刈町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地6筆で、面積は1,732㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が6枚ほどございます。現地の立会いは、1月17日に井川義英農業委員にお願いしております。

続きまして6番は、福岡市城南区の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆で、面積は470㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎三和漁協活魚センターの北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会は、1月13日に山口邦俊農業委員にお願いしております。

続きまして 7 番は、松原町の〇〇さんが所有する松原町の農地 2 筆で、面積は 558 ㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、松原町〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地の立会は、1 月 18 日に赤瀬孝則農業委員にお願いしております。説明は以上でございます。

**○議長** ありがとうございました。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 一 意見等なし ―

**○議長** ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

### ○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

〇農地係長 それでは、報告事項1についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、5件の届出がありました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街

化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、2件提出されました。合計 11 件提出され、 すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、1月7日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和3年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会(後期)」 について、事務局から報告をお願いします。

○事務長 それでは、報告事項 3 について、報告させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。会議は、令和 4 年 1 月 20 日 13 時 30 分からオンライン会議で開催されております。今回の会議では、一般社団法人全国農業会議所専務理事から「農業委員会系統をめぐる情勢と今後の取組み方向について」の説明があっております。資料の 2 ページをご覧ください。説明の中で、今後の農地利用最適化活動の推進ポイントとして、各委員さんの活動に関係するものとして、①の農業委員・推進委員一人ひとりの活動内容の見える化を推進することとされ、委員一人ひとりの担当地区の実態を踏まえた活動の「目標設定」として、「委員による日々の農地の見守りと農家への声かけ活動」について「委員の活動記録簿の記帳の徹底」についての説明がありました。そのほか②、③については資料をご参照ください。

資料 3 ページをご覧ください。今後の国の方針としまして、②の「人・農地プラン」を 市町村が策定する計画として法定化し、農業委員会は、タブレットを活用してアンケート での農地の出し手・受け手の意向を反映させた現状地図を作成し、その作成された地図を 基に、市町村や農地バンク等の関係機関と協力して 10 年後の農地の効率的・総合的な利 用の姿である「目標地図」の原案を作成するという方向性が示されています。その他、委 員の皆さんに関係することといたしまして、皆さんの年額報酬の基礎となる農地利用最適 化交付金の内容が令和 4 年度から大幅に見直されることとなっております。しかしながら、 いずれの内容につきましても、現時点でまだ詳細な情報の提供があっておりませんので、 分かり次第改めてご報告させていただきたいと考えております。なお、資料 4 ページから 5ページに令和 3 年度 12 月末時点の各農業委員会の重点活動の実績数値が取りまとめられ ておりまして、農業者年金の新規加入者数は 3 名となり、目標を達成しております。説明 は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。この件について皆様方から、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項 4「令和 3 年農作業料金・農業労賃に関する調査について」事務局から報告をお願いします

○農政管理係長 報告事項 4 についてご説明させていただきます。資料の 6 ページをご覧ください。この調査は、全国農業会議所による全国統一調査として毎年実施されているもので、農業・農村における労働状況を把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としたものです。本調査につきましては、今年度もこれまでと同様に○○委員にご協力をいただき、琴海地区の情報を基に、資料 8 ページのとおり作成しましたのでご報告させていただきます。なお、参考としまして、9 ページに昨年度の情報を添付しておりますので併せてご参照ください。○○委員におかれましては、ありがとうございます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。この件について皆様から何かございませんか。

# 一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 1 「農地利用意向調査の未回答者 への戸別訪問による調査について」事務局から説明をお願いします。

〇農政管理係長 それでは、その他の事項1について説明させていただきます。その他の事項の資料の1ページをご覧ください。農地利用意向調査につきましては、農地法第32条の規定に基づき、遊休農地所有者に対し、農地の利用意向について調査を行うもので、農地利用状況調査の結果、遊休農地と判断された2,327世帯、3,896筆の農地の所有者を対象として、昨年11月に2回に分けて利用意向調査票を送付しております。調査票の回答期限を今月1月7日としておりまして、1月21日現在、回答があった世帯は1,019世帯で回収率は53.5%となっております。現時点で未回答の調査対象者に対し、委員の皆さんに例年通り個別訪問をお願いさせていただくことになります。調査表と調査対象者リストについては、本日お配りする予定でしたが、量が多いことと、本日来られてない委員もおられますので、近日日程を調整させていただき、直接各委員にお渡しして調査の手順を説明させていただきたいと思います。その際はご協力をお願いします。

なお、参考までに、一番下の方に調査対象者の追加ということで記載しておりますが、 11 月に調査票を発送した後、事務局において再度利用状況調査の内容を精査した結果、新 たに 1,163 世帯、1,660 筆の対象者に今月末に追加で利用意向調査の調査表を発送する予 定としております。この件につきましても発送後に当該調査対象者から問い合わせ等があ りましたら、11月発送分と同様に対応していただきますようお願いします。説明は以上 でございます。 ○議長 ありがとうございました。この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

〇農政管理係長 それでは、まずその他の事項 2 についてご説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。令和 3 年度の目標部数は 148 部となっておりまして、先月の報告以降増減はあっておりませんので、現在の購読部数は 128 部で、目標部数に 20 部足りない状況になっております。来月 2 月 21 日までに申し込みがあった分が、令和 3 年度の実績となります。残り 1 か月弱ですが、目標部数に少しでも近づくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」ですが、資料の3ページ及び4ページに下半期の活動記録集計表を掲載しておりますのでご確認ください。併せて今年度の活動報告の実績を一旦出す必要がございますので、4月から1月にかけての活動を確認していただいて、記入漏れ等があった場合には、今月末までに事務局までご連絡ください。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

○松尾委員 私の地区で基盤整備をするようにしているんですけれども、この前 1 月の 21 日に潮見地区の地権者の方に集まっていただいて、皆さんから同意を得て進めていくような方向になっておりますので報告します。

○議長 ありがとうございました。他にございませんか

# 一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項 4「令和 4 年 2 月、3 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

〇農政管理係長 それでは、資料は5のページをご覧ください。まず2月の行事予定ですが、10日木曜日に長崎県農業会議常設審議委員会に平尾会長が出席される予定です。21日月曜日に運営委員会、28日月曜日に農業委員会総会を開催する予定です。次に、3月の行事予定です。10日木曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、23日水曜日が運営委員会、30日水曜日が農業委員会総会を開催する予定としております。行事予定については以上になります。

**○議長** ありがとうございました。それでは、これで 1 月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。